



長野県報

8月18日(木)
平成23年
(2011年)
第2294号

目次

告示

| | |
|----------------------------------------------|---|
| 技術専門校の平成24年度の訓練定員(人材育成課) | 2 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課) | 2 |
| 公共測量の実施(建設政策課) | 3 |
| 長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課) | 3 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 3 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 3 |

公告

| | |
|-------------------------------------------|----|
| 一般競争入札(情報統計課) | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) | 4 |
| 一般競争入札(労働雇用課) | 5 |
| 技術専門校の平成24年度の訓練生の募集(人材育成課) | 6 |
| 県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) | 9 |
| 土地改良区の解散の認可(農地整備課) | 9 |
| 一般競争入札(管財課) | 9 |
| 土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課) | 10 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) | 10 |
| 一般競争入札(住宅課) | 11 |
| 一般競争入札(企業局) | 11 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) | 12 |
| 一般競争入札(保健厚生課) | 13 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(東北信運転免許センター) | 14 |



長野県告示第579号

技術専門校の平成24年度の訓練定員を次のように定めました。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

| 技術専門校名 | 訓練職種 (訓練科) | 定員 | |
|------------|---------------|------|------|
| | | 普通課程 | 短期課程 |
| 長野県長野技術専門校 | 機械加工科 | 20人 | 人 |
| | 電気工学科 | 20 | |
| | 製版科 | 20 | |
| | 木造建築科 | 20 | |
| 長野県松本技術専門校 | 電気工学科 | 40 | |
| | 自動車整備科 | 50 | |
| | 木造建築科 | 40 | |
| | 冷凍空調設備科 | 40 | |
| 長野県岡谷技術専門校 | コンピュータ制御科 | 10 | |
| | 機械制御科 | | 10 |
| | 電子制御科 | | 10 |
| 長野県飯田技術専門校 | 自動車整備科 | 40 | |
| | 木造建築科 | 20 | |
| 長野県伊那技術専門校 | メカトロニクス科 | 40 | |
| | システム設計科 | 20 | |
| | 機械科 | | 20 |
| | パソコン活用科 | | 20 |
| 長野県佐久技術専門校 | 機械加工科 | 10 | |
| | 機械製図科 | 10 | |
| | コンピュータ制御科 | 10 | |
| | NC機械システム科 | | 20 |
| | CAD/CAMシステム科 | | 20 |
| 長野県上松技術専門校 | 木工科 | 40 | |

人材育成課

長野県告示第580号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯田市大瀬木2608の1、2608の2(次の図に示す部分に限る。)、2610の10、2615の1、2616、2618のイ
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬木2608の2、2610の10(次の図に示す部分に限る。)、2615の1、2616・2618のイ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第581号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡売木村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
売木村(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第582号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
北安曇郡白馬村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
白馬村(国有林。次の図に示す部分に限る。)
白馬村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第583号

小諸市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(街区基準点測量成果の改定)
- 2 作業期間
平成23年8月5日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
小諸市

建設政策課

長野県告示第584号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成23年8月10日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成23年8月18日

長野県知事 阿部守一

| | | | |
|---|---------------|---------------|------------------------------------------------|
| | 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
| 新 | | 千曲市大字粟佐1218-6 | 千曲市大字粟佐1218-6 行政書士 小川修一事務所 |
| 旧 | 小川 修一 | 長野市篠ノ井会849-1 | 長野市大字南長野南石堂町1323-14シルキービル2階 行政書士 小川修一事務所 |

会計課

長野県上田建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月18日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南原長瀬線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------------------------------|-----|---------------|--------------|
| 上田市生田字道添3901番の5地先から 上田市生田字道添3426番の2地先まで | 旧 | m 7.3~16.0 | km 0.3597 |
| 同 上 | 新 | 10.0~18.0 | 0.3597 |

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第14号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月18日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

- 1 路線名 南原長瀬線
- 2 供用を開始する区間
上田市生田字道添3901番の5地先から
上田市生田字道添3426番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成23年8月18日

道路管理課